

青森県地域医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 医療法第30条の23の規定に基づき、県が設ける関係者との協議の場として、青森県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医師のキャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) その他医師の不足対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 特定機能病院の管理者
- (2) 地域医療支援病院の管理者
- (3) 公的医療機関の管理者
- (4) 臨床研修病院の管理者
- (5) 民間病院の管理者
- (6) 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関の関係者
- (8) 社会医療法人の管理者
- (9) 独立行政法人国立病院機構に属する病院の管理者
- (10) 地域の医療関係団体の推薦する者
- (11) 青森県市長会長が推薦する者
- (12) 青森県町村会長が推薦する者
- (13) 住民を代表する団体
- (14) その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は委嘱の日から平成36年（西暦2024年）5月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長をおき、会長は協議会の事務を総理する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を依頼することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。